

文教委員会資料

議案第96号

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

令和元年6月5日
教育委員会事務局

黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について

1 事業概要

民間事業者が有するノウハウや資金等の活用により、効率的なサービスの向上をはかるとともに、公共支出の削減を目的としたPFI事業手法を用いて、麻生区のはるひ野小・中学校の校舎・体育館等、学校施設の設計・施工から完成後の維持管理業務、給食業務等を含め実施するもの。

2 変更の理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、令和元年10月1日以降の消費税率が8%から10%に改定されるため、契約金額のうち、維持管理業務及び給食業務にかかるサービス料について契約金額の変更をするもの。ただし、既に支払いが完了しているサービス料等については、消費税率の改定の影響はないため、現契約からの金額変更は無い。

3 変更金額

(1) 消費税率10%引き上げに基づく契約金額の変更額 1,120万5,333円

(2) 契約金額（平成18年度から令和4年度の契約総額）

(1) により総額 64億6,142万8,985円 を
64億7,263万4,318円 に変更するもの

	変更前	変更後	変更額
税抜額	6,125,616,133円	6,125,616,133円	0円
消費税及び 地方消費税相当額	335,812,852円	347,018,185円	11,205,333円
税込額	6,461,428,985円	6,472,634,318円	11,205,333円